

宮崎県警察安全相談業務における受理、点検等要領の制定について（例規通達）

平成25年3月28日

例規第13号

本例規通達は、県民等から寄せられる警察相談について、迅速・確実な組織対応を確保するため、相談を受理する総合窓口で、相談の受理や対応状況を適正に一元管理することを定めたものである。

本例規通達の内容は

- 警察安全相談の定義
- 相談の受理体制
- 相談業務の基本
- 相談の処理要領
- 相談の管理・点検

等である。